

京都市選挙管理委員会告示第12号

平成20年2月17日執行予定の京都市長選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日は次のとおりです。

平成19年11月14日

京都市選挙管理委員会

委員長 梅 林 等

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成20年2月2日

ただし、年齢については、平成20年2月17日

2 登録を行う日

平成20年2月2日

3 縦覧に供する日

平成20年2月3日

(選挙管理委員会事務局選挙課)